

# 一般廃棄物処理基本計画の概要

## 第1編 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

本計画は、今後のごみ処理における課題や方策を示す「ごみ処理基本計画」と、し尿及び生活排水処理の施策について定めた「生活排水処理基本計画」の2編から構成されており、循環型社会の形成に関する課題や前計画の進捗状況等を踏まえ、これまでに講じられてきた施策に加え、可能な限り減量化の推進を図るなど、持続可能な循環型社会の構築を目指し、令和7年度から10年間の本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画として新たに定めるものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、第7次小樽市総合計画（令和元年度～令和10年度）、小樽市環境基本計画、北しりべし廃棄物処理広域連合広域計画や災害廃棄物処理計画との整合性を図り、今後の廃棄物処理行政における長期的・総合的な指針と位置付けられるものです。

### 3 計画区域

本市の行政区域全域とします。

### 4 計画期間と目標年次

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、中間目標年次（令和11年度）や計画目標年次に関わらず、計画の見直しを行うこととします。

### 5 計画の進行管理と施策の推進

本計画の計画目標値の達成状況について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、毎年度作成する「小樽市一般廃棄物処理実施計画」に反映の上、取組を推進します。

## 第2編 ごみ処理基本計画

### 第1章 ごみ処理の現状と課題

#### 1 ごみ処理の現状

#### 将来目標値と実績値との比較

区 分	【中間年次 令和元年度】		【目標年次 令和6年度】	
	目標(予測)値	実績値	目標(予測)値	実績値(R5)
1 人口	116,948	114,919	109,071	107,054
2 生活系ごみ	19,864	19,501	17,667	17,714
①燃やすごみ	14,790	14,625	13,277	13,128
②燃やさないごみ	2,549	2,512	2,088	2,276
③粗大ごみ	2,525	2,364	2,302	2,311
3 資源物	6,672	5,906	6,571	5,189
4 事業系ごみ	19,108	19,069	18,191	17,542
5 リサイクル率	19.3%	16.9%	20.4%	15.9%
6 生活系ごみ(資源物を除く。)の1人1日平均排出量	465	464	443	452
7 資源物の1人1日平均排出量	156	140	165	132

(単位: 区分1→人、区分2～4→t、区分6・7→g/人・日)

### <現状の説明>

- 生活系ごみ → 人口の減少と市民のごみの減量化に対する意識の向上により排出の抑制につながったものの、目標値の達成には至りませんでした。
- 資源物 → 容器包装の薄肉化、レジ袋の有料化、新聞書籍の電子化など資源物自体の排出量が減少し、目標を下回りました。
- 事業系ごみ → 飲食店や食料の備蓄倉庫が多く、発生するごみの量は経済活動の動向に大きく影響を受けますが、食品ロス削減に向けた取組や事務所におけるペーパーレス化の推進などにより収集量が減少し、目標を達成しました。
- リサイクル率 → 廃棄物全体に占める事業系ごみの割合が高く、全国に比べリサイクル率が低い傾向にあります。また、近年は資源物自体の排出が減少傾向にあることから、予測値を下回りました
- 1人1日平均排出量 → 生活系ごみ（資源物を含む）の1人1日当たりの排出量は、（1）生活系ごみ、（2）資源物に記載した理由などにより目標を達成できませんでした。

## 2 ごみ処理に係る課題

課題1	排出抑制・再資源化	ごみの排出量は減少傾向にありますが、プラスチック類と食品ロス削減については削減の余地が大きいと考えられることから、対策を検討する必要があります。
課題2	収集・運搬	冬期間ごみの収集が困難な地域や高齢者などに配慮した体制の強化・充実について検討が必要です。リチウムイオン電池が燃やさないごみへ混入している事例が見受けられることから分別の徹底の周知が必要です。
課題3	焼却施設	厨芥類は水分が多く燃えにくいごみ質であるため、炉温を高温に保つため助燃剤として多くの灯油が使用されていることから各家庭や事業者に対し、水切りについての啓発が必要です。
課題4	資源化施設	危険物や汚れている資源物、異物を手作業で取り除いていますが、資源物の分け方・出し方に対する市民の理解が十分でないことが原因で作業量が増加し、円滑な再資源化の妨げになっています。また、リチウムイオン電池の混入による発火トラブルが頻発していることから、混入対策を検討していく必要があります。
課題5	最終処分場	ごみの排出抑制や資源化の促進により一層のごみ減量化を図り、可能な限り延命に努めていく必要があります。

## 第2章 計画の基本理念と基本方針

### 1 基本理念

再利用のほかごみの適正処理などを通じて、第7次小樽市総合計画にある、まちづくりの基本的考え方「誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現」や、小樽市環境基本計画の基本理念実現を目指し、種々の施策を推進していきます。

### 2 基本方針

基本方針1	ごみの発生抑制・排出抑制による環境への負荷及び処理コストの削減
	→ 海洋プラスチック問題、食品ロスの削減、厨芥類に含まれる水分量の削減といったごみの排出についての課題に対する方針
基本方針2	資源化の推進やリサイクル活動等の支援等による限りある資源の有効活用
	→ 汚れたまま出される資源物、異物混入の問題など、分別徹底といった課題に対する方針
基本方針3	安全・快適な暮らしの実現と環境にやさしいごみ処理体制の整備
	→ 収集が困難な地域や高齢者などに配慮したごみの収集・運搬体制、リチウムイオン電池による発火トラブル、ごみ処理施設の延命化といった課題に対する方針

### 第3章 排出量の見込みと排出抑制の方策

#### 1 生活系ごみ1人1日平均排出量（原単位）及び生活系ごみ排出量の予測



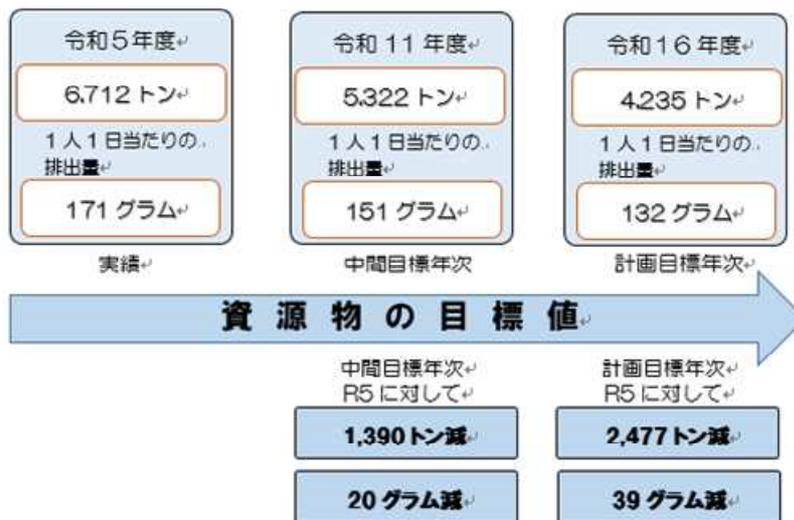
##### 【原単位】

令和5年度の452グラムに対して、約9グラム減量させることを目標として443グラムへ。

##### 【排出量】

令和5年度の17,714トンに対して、3,467トン減量させることを目標として14,247トンへ。

#### 2 資源物1人1日平均排出量（原単位）及び資源物収集量の予測



##### 【原単位】

令和5年度の171グラムに対して、39グラム減量させることを目標として132グラムへ。

##### 【収集量】

令和5年度の6,712トンに対して、2,477トン減量させることを目標として4,235トンへ。

★電子化による新聞・書籍の減少、容器包装の薄肉化、簡易包装の推奨などにより近年減少傾向にあり、今後も継続していくものと予測されます。

#### 3 事業系ごみ排出量の予測



##### 【排出量】

令和5年度の17,542トンに対して、3,698トン減量させることを目標として13,844トンへ。

★食品廃棄物の発生抑制や水切り等による減量化の推進。

##### 【削減のための主な施策】

- ① 食品ロスの削減にむけた周知啓発等
- ② 資源物収集品目の拡大
- ③ ごみや資源物における適正処理の周知啓発等

#### 4 ごみの排出抑制のための方策

- 市民 → 環境に関する知識と理解を深め、ものを大切に使い、再利用に心掛けるなどできるだけごみを出さない工夫をします。ごみと資源物との分別徹底、集団資源回収への参加など、市民としてできることについて、積極的に取り組むことが必要です。
- 事業者 → 製造業者や加工業者は、再生資源の使用、長く使える製品やリサイクルしやすい製品の開発に努め、販売業者は、過剰包装の自粛や廃止など、ごみとなるものをできる限り少なくするように努める必要があります。
- 市 → 循環型社会の形成に向けて、市民が容易に取り組むことができるごみの減量化や資源化施策を進め、併せて、継続的に各種の啓発活動を展開し、市民のごみ減量化についての意識向上に努めます。

#### 5 ごみの適正な処理に関する基本的事項

現在のごみ処理主体は、生活系ごみ（粗大ごみを除く。）及び資源物の収集・運搬については民間業者に全面委託し、中間処理については北しりべし広域クリーンセンターの焼却施設及びリサイクルプラザにおいて行っています。令和16年度までについても同様な形態で行います。

なお、粗大ごみ及び事業系ごみに係る一般廃棄物収集運搬業の許可については、ごみの排出量が今後減少していくと予測されることから、許可業者の廃業等により既存業者だけでは対応が困難となった場合等を除き、新たな許可はしないものとします。事業範囲を限定した許可は、その必要性等により判断することとします。

小樽市廃棄物最終処分場は、平成30年度に埋立容量を変更（かさ上げにより329,000 m<sup>3</sup>増）したため、令和15年度まで埋立可能と見込んでおります。令和16年度以降について、ごみの排出抑制や資源化の促進により一層のごみ減量化に努め、可能な限り埋立期間の延長を図ります。

### 第3編 生活排水処理基本計画

#### 1 生活排水処理状況

本市の令和6年3月末時点の生活排水処理の状況は、生活排水処理率約97%、水洗化率約98%となっており、下水道接続ができない世帯については、浄化槽の普及を図っています。

#### 2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

し尿収集運搬は委託業者、浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行い、それぞれ中央下水終末処理場に搬入し衛生処理しています。

その処理量は減少傾向にあり、下水道への接続が増えていることを示しています。

#### 3 将来の生活排水処理について

##### (1) 基本方針

施設の整備（公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進）と家庭でできる排水対策の啓発活動を二つの大きな柱として、地域の状況に合わせて適切に組み合わせながら総合的に生活排水処理対策を推進するものとします。

- ① 公共下水道事業計画区域内については、公共下水道の整備を、それ以外の地域については、合併処理浄化槽による整備を、啓発活動を通じて整備の促進を図ります。
- ② 生活排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、啓発活動等を通じて固形物や汚染物質の流出防止など各家庭からの発生源対策を充実させます。

##### (2) 生活排水処理の目標値

公共下水道の事業計画区域内においては、公共下水道の整備とともに、下水道未接続世帯の解消を図り、それ以外の地域については、合併処理浄化槽による生活排水対策を推進し、目標年度の令和16年度には、生活排水処理率97.5%以上水洗化率98.3%以上を目指します。